



認定看護師通信

※認定看護師はC Nと標記します。Certified Nurseの略になります。

今月は2人の認定看護師がそれぞれの活動報告を行います★

認知症看護認定看護師からは「認知症基本法」の紹介、
感染管理分野からは、「手指衛生についての啓蒙活動」をご紹介します。

認知症看護認定看護師

ご存じですか？

認知症基本法

- ✓ 令和6年1月より施行
- ✓ 認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、**相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）**の実現を目指す
- ✓ キーワードは「**理解・尊重・共生**」
自分や家族が認知症になっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会の土台作りが期待されています

2025年は**団塊の世代が75歳以上（後期高齢者）になるタイミング**。国民の3人に1人が高齢者・高齢者の5.4人に1人が認知症と推計されています

「国民の責務」として、国民一人ひとりが、認知症に関する正しい知識を深め、認知症の人への理解を深めること、とされています。

ぜひ、地域のセミナーや認知症カフェに足を運び、認知症について学んでみませんか？
（実は西川も色々なところでお話をさせていただいています）

福祉ジャーナリストの町永俊雄さんの「**認知症基本法 わかりやすい版**」もおすすめです！



感染管理認定看護師



WHO（世界保健機関）では、毎年5月5日前後に感染対策の基本である手指衛生に関するグローバルキャンペーンを展開しています。当院もこのキャンペーンに参加し、職員の**手指衛生と標準予防策の徹底**を目指しています!!

5月5日は手指衛生の日



次回も、おたのしみに～

